



秋労発基 0412 第 8 号  
令和 5 年 4 月 12 日

関係団体 各位

秋田労働局長



### 令和 5 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、厚生労働省において、令和 3 年に「職場における熱中症予防基本対策要綱」を策定し、要綱に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の全国の職場における熱中症の発生状況(1 月 13 日現在の速報値。別紙参照)を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者 805 人、うち死亡者は 28 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業 172 人、製造業 144 人となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。さらに、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切に講じられていなかった事例等も見られています。

このため、今年度につきましても、別添のとおり、令和 5 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ります。本キャンペーンにおいては特に、①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を行います。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き活用することができます。

つきましては、貴団体におかれましてもキャンペーンの趣旨を御理解いただき、傘下会員等への周知及び確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。